



# 鳥取県公報

平成 23 年 12 月 16 日(金)  
第 8 3 5 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (730) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (731) (〃) . . . . . 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (732) (東部総合事務所県民局) . . . . . 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (733) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (734) (〃) . . . . . 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (735) (西部総合事務所県民局) . . . . . 4
	開発行為に関する工事の完了 (736) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 4
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (737) (会計指導課) . . . . . 5
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任の一部改正 (738) (〃) . . . . . 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (88) . . . . . 6
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (2 件) (技術企画課) . . . . . 6
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (中部総合事務所土整備局) . . . . . 7
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
アメニティ株式会社	東伯郡琴浦町大字八幡225-1	ヘルパーステーションまほろば	東伯郡琴浦町大字赤碕1840-7	訪問介護	平成23年11月6日
株式会社ソルヘム	東伯郡琴浦町大字徳万70-1	小規模デイサービス陽だまりの家いわくらはうす	鳥取市岩倉267-1	通所介護	平成23年11月1日
アメニティ株式会社	東伯郡琴浦町大字八幡225-1	デイサービスセンターまほろば	東伯郡琴浦町大字赤碕1840-7	〃	平成23年11月6日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
アメニティ株式会社	東伯郡琴浦町大字八幡225-1	ヘルパーステーションまほろば	東伯郡琴浦町大字赤碕1840-7	介護予防訪問介護	平成23年11月6日
〃	〃	デイサービスセンターまほろば	〃	介護予防通所介護	〃

## 鳥取県告示第731号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	平成23年10月1日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	平成23年10月1日

**鳥取県告示第732号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年2月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年12月16日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日  
平成23年12月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人「つどい」
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
竹内 祇明
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市河内530
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、子ども、障害者をはじめ地域で生活する人々に対して、安心と生きがいに関する事業を行い、豊かな生活に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第733号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月16日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
訪問介護事業所 True	鳥取市湖山町東四丁目116	訪問介護事業所はあとふる	鳥取市湖山町東四丁目116	居宅介護、重度訪問介護	平成23年5月16日

**鳥取県告示第734号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指

定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年12月16日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254-1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会八東支所	八頭郡八頭町東593-1	居宅介護、重度訪問介護	平成23年3月31日

### 鳥取県告示第735号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年2月2日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年12月16日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日  
平成23年12月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人サポートイルカ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
瀬川 京子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市奈喜良274-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障がい者に対して、就労の支援、職業能力の開発および社会参画に関する事業を行い、障がい者の自立と福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
役員定数の変更

### 鳥取県告示第736号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成23年12月16日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号

平成23年6月16日 鳥取県指令第201100045152号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
島根県松江市上乃木四丁目12-7  
野津 康嗣

**鳥取県告示第737号**

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
道路法（昭和27年法律第180号）第58条の規定に基づく原因者負担金及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県県土整備部道路企画課  
副主幹 森 朋子
- 3 委任期間  
平成23年12月16日から平成24年3月31日まで

**鳥取県告示第738号**

平成23年鳥取県告示第235号（会計管理者の権限に属する事務の一部の委任について）の一部を次のように改正する。

平成23年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 委任を受けた出納員 鳥取県県土整備部道路企画課 課長補佐兼主幹 谷口 正一  主事 引田 大治	2 委任を受けた出納員 鳥取県県土整備部道路企画課 課長補佐兼主幹 谷口 正一 <u>副主幹 山根 伸次</u> 主事 引田 大治
3 略	3 略

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第88号

平成23年第12回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年12月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成23年12月22日（木） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 政治団体の届出事項等のインターネット公表について
  - (2) その他

## 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成23年12月16日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 期日  
平成23年12月20日（火）午前11時
- 2 場所  
鳥取市東町一丁目271  
鳥取県庁第二庁舎4階 第22会議室
- 3 件名  
一般国道9号改築工事（駟馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成23年12月16日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 期日  
平成23年12月20日（火）午後1時30分
- 2 場所  
鳥取市東町一丁目271  
鳥取県庁第二庁舎4階 第22会議室

## 3 件名

一般国道 9 号改築工事（駟馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成23年12月16日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名称及び代表者の 氏名	主たる事務所の 所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地 及び面積	採取をする岩石 の種類及び数量	採取の期間	
中部砂利生産協同 組合 理事長 伊藤 孝 一	倉吉市東巖城町 12	東伯郡三朝町大 字福本字美坂谷 462 他 14 筆 (177,406 平方 メートル)	風 化 花 崗 岩 (243,649 立方メ ートル)	平成23年11月 20日から平成 28年11月19日 まで	平成23年11月 18日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成23年12月16日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年1月20日 午前9時から正午まで	岡山県岡山市北区御津 伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃 等に適合する実包	6人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ 猟銃の点検

ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い

エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。